

千代田区認可保育所専門人材確保推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認可保育所の設置者が千代田区内に設置する施設に配置する専門職員の人材確保及び研修に要した費用の一部を補助することにより、認可保育所における人材の確保及び育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき東京都知事が設置を認可した千代田区内に設置する保育所をいう。

(2) 配置予定者 保育事業者が認可保育所の開設日が属する年度の前年度4月以降に雇用した職員（以下「雇用職員」という。）又は採用を内定した者（以下「採用内定者」という。）であって、次のアからエまでの資格のいずれかを保有（取得見込みを含む。）し、認可保育所の開設後に常勤かつ専任の職として配置されるものをいう。

ア 保育士資格

イ 栄養士資格

ウ 調理師資格

エ 看護師資格

(補助対象)

第3条 補助の対象となる研修は、保育事業者が、認可保育所の開設予定日の6月前から開設日の前日までに採用内定者に対して実施した講義等による研修又は保育施設における実地演習とする。

2 補助の対象となる配置予定者の数は、別表第1に定める配置基準により算出された人数の合計を上限とする。ただし、申請時において前条第2号の資格を有していない者は、補助の対象外とする。

3 補助の対象となる経費は、保育事業者が、認可保育所の開設予定日の6月前から開設日の前日までに雇用職員に対して支払った賃金、諸手当（賞与を除く）及び第1項の研修の実施により採用内定者に支払った日当とし、別表第2によりその合計額を算出する。（補助金の額）

第4条 補助金の額の算定は、別表第2に定めるところにより行うものとする。
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保育事業者は、認可保育所が開設した後、専門人材確保推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出

しなければならない。

- (1) 所要額調書（別紙 1）
- (2) 所要額算出内訳書（別紙 2）
- (3) 補助の対象となる職員の賃金台帳の写し
- (4) 給与規程
- (5) 雇用契約書の写し（採用内定者にあつては内定通知書の写し）
- (6) 補助の対象となる職員の履歴書及び資格証の写し

（補助金の交付決定）

第 6 条 教育長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して交付決定通知書（第 2 号様式）によりその旨を通知するものとする。

2 教育長は、前項の交付決定にあつては、次の各号に掲げる補助条件を付して補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 補助の対象となった配置予定者について、自己都合による退職を除き、補助の対象となった認可保育所の開設から 1 年以上、当該認可保育所の職員としてこれを雇用しなければならない。
- (2) 前号に定めるもののほか、千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。

（補助金交付の請求）

第 7 条 申請者は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（第 3 号様式）により区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 8 条 教育長は、補助金の交付を受けた保育事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定に係る配置予定者が補助の対象となった認可保育所に配置されていないとき。
- (2) 補助金の交付決定に係る配置予定者の補助の対象となった認可保育所における勤務実績が確認できないとき。
- (3) 交付決定に付した交付条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（準用等）

第 9 条 補助金の交付等に関する必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、千代田区補助金等交付規則（昭和 48 年千代田区規則第 15 号）の定めるところによる。

- 2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、施行日以後に千代田区内に開設する認可保育所について適用し、施行日より前に改正前のこの要綱による補助を受けていたものについては、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分			専門人材 配置算出表
施設長			1 人
保育士	年齢別配置基準	0 歳児	3 人につき 1 人以上
		1 歳児・2 歳児	6 人につき 1 人以上
		3 歳児	20 人につき 1 人以上
		4 歳児・5 歳児	30 人につき 1 人以上
	加配	休憩	1 人（定員 90 人以下の施設に限る。）
		保育標準時間対応	2 人
看護師			施設につき 1 人
栄養士・調理師			ア 定員 60 人未満の施設は 1 人 イ 定員 60 人以上 150 人以下の施設は 2 人 ウ 定員 151 人以上の施設は 3 人

※ 補助対象となる配置予定者のうち保育士の数は、各年齢の定員を年齢別配置基準数で除し、小数点第 2 位以下を切り捨て、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

別表第 2（第 3 条関係）

区分	対象経費	対象経費の内訳	基準額	補助率
雇用職員	賃 金	月々の賃金	賃金及び諸手当	
	諸手当	・ 扶養手当 ・ 通勤手当 ・ 住居手当		

		・地域手当 ・役職手当 ・資格手当 ・時間外手当 ・早番・遅番手当 これらに類する手当を含む。ただし、賞与を除く。	の合計額とし、 月額 300,000 円 を上限とする。	3 分の 2
採用 内 定 者	賃 金		資格保有の有無 により、下記時 給を上限とす る。 有資格者 1,500 円／時 資格取得見込者 1,400 円／時	10 分の 10